

# 茨城県報 第425号

平成5年2月25日

木曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●木材業者等の登録(林政課) .....	1
●移動制限命令の公表(林業課) .....	2
●保安林の指定の解除の予定(2件)( " ) .....	3
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課) .....	3
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(4件)(ダム砂防課) .....	5
●廃川敷地等の公示(河川課) .....	8
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市整備課) .....	9
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可( " ) .....	10
●計量器定期検査を行う区域、期日及び場所(計量検定所) .....	10

### (選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第2回定例会の招集 .....	11
-------------------------	----

### 公告

●聴聞会の開催(工業振興課) .....	11
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課) .....	12
●道路の位置の指定(5件)( " ) .....	13
●竜ヶ崎・牛久都市計画事業龍ヶ岡特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人の 公告(住宅・都市整備公団) .....	13

## 告示

### 茨城県告示第205号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹内 藤 男

## 1 木材業者登録

登録番号	登録年月日	住所 (所在地)	氏名 (代表者 氏名)	商号 (名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
1236	H.5 2.17	那珂郡那珂町 大字下江戸 1153	斉藤 正輝	(有)斉藤建材	住所と同じ	商号と同じ	販売業 その他	
1237	"	那珂郡那珂町 大字杉6-9	佐藤初太郎	佐藤銘木店	"	"	素材生産 販売業	
4165	"	新治郡新治村 大畑210	早川長太郎	茨城県銘木 協同組合	"	"	販売業	
4166	"	北相馬郡藤代 町浜田 2067-2	本多 豊一	(有)藤代住建	"	"	"	

## 2 製材業者登録

登録番号	登録年月日	住所 (所在地)	氏名 (代表者 氏名)	商号 (名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
2263	H.5 2.17	久慈郡大子町 初原2092	小倉 幸二	小倉製材所	住所と同じ	商号と同じ	素材生産 製材業	
2264	"	久慈郡大子町 大子382	片柳 海洋	片柳製材所	"	"	製材業	

## 茨城県告示第206号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第5条第2項において準用する同法第3条第3項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の1の(1)に掲げる区域内において森林又は伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有する者で、この公表した事項に関し不服があるものは、公表があった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹内 藤 男

## 1 区域及び期間

- (1) 区 域 茨城県全域  
 (2) 期 間 平成5年4月1日から平成6年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

茨城県告示第207号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹内藤男

1 解除をする保安林の所在場所

東茨城県桂村赤沢字上川原552の7

2 指定された目的 水害の防備

3 解除の理由 農道用地とするため

茨城県告示第208号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹内藤男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡鹿島町平井字海岸1の122（次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解除の理由 公益上の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び鹿島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年2月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 城之内桃浦停車場線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡小川町大字下吉影 字中合谷1624番地先から	旧	メートル 最大 13.8	メートル 2,833.0	
		最小 6.5	3,510.0	
		最大 34.1		
		最小 11.0		
東茨城郡小川町大字上合 字大砂原内1419番7地先まで	新	最大 34.1	3,510.0	移 管
		最小 11.0		

## 茨城県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年2月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字西野内 字森脇1172番地先から	旧	メートル 最大 16.0	メートル 420.0	
		最小 6.2	350.0	
		最大 36.0		
		最小 8.6		
那珂郡山方町大字西野内 字上河原170番4地先まで	新	最大 36.0	350.0	移 管
		最小 8.6		

茨城県告示第211号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区域の名称 井上一3地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号まで順次結んだ線、及び標柱7号から県道山田・玉造線北側境界線に沿って1号まで結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名	字名	地番等	標柱番号	備考
行方郡	玉造町	井上	西谷	1837 1844-2 県道山田・玉造線	①	各々の交点
〃	〃	〃	〃	1844-2	②	
〃	〃	〃	〃	1844-2	③	
〃	〃	〃	〃	1854	④	
〃	〃	〃	〃	1859-1	⑤	
〃	〃	〃	〃	1856-1 1858	⑥	境界線上の点
〃	〃	〃	〃	1855 県道山田・玉造線	⑦	〃

茨城県告示第212号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区域の名称 井上一4地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から町道8-0397-A号線東側境界線に沿って2号まで結んだ線、標柱2号から6号まで順次結んだ線、及び標柱6号から県道山田・玉造線北側境界線に沿って1号まで結んだ線に囲まれた区域

郡 名	町 名	大字名	字 名	地 番 等	標柱 番号	備 考
行方郡	玉造町	井上	押出	1558-2 県道山田・玉造線 町道8-0397-A号線	①	各々の交点
〃	〃	〃	西谷	1839-2 町道8-0397-A号線	②	境界線上の点
〃	〃	〃	〃	1840-1	③	
〃	〃	〃	〃	1837 1840-1 1841-1	④	各々の交点
〃	〃	〃	〃	1837 1841-1	⑤	境界線上の点
〃	〃	〃	〃	1838-2 県道山田・玉造線	⑥	〃

## 茨城県告示第213号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 区域の名称 坏地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 土地の範囲

昭和63年1月14日付け茨城県告示第40号で指定した標柱16号と17号を結んだ線、標柱16号と次に掲げる地番の土地に存する34号を結んだ線、標柱34号から36号まで順次結んだ線、及び標柱36号から水路北東側境界線に沿って17号までを結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
那珂湊市	平磯町	坂ノ上北	560-1	㊸	
〃	〃	〃	560-2 972	㊹	境界線上の点
〃	〃	深川下	水路 道路	㊺	〃

茨城県告示第214号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区域の名称 新宮地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号まで順次結んだ線、標柱11号から町道2382号線西側境界線に沿って12号まで結んだ線、及び標柱12号から1号までを順次結んだ線に囲まれた区域

郡 名	町 名	大字名	字 名	地 番 等	標柱 番号	備 考
行方郡	麻生町	新 宮	上ノ町	622-1 623-3 627	①	各々の交点
〃	〃	〃	〃	622-2	②	〃
〃	〃	〃	中 峰	736-1	③	〃
〃	〃	〃	〃	736-1	④	〃
〃	〃	〃	〃	736-1	⑤	〃
〃	〃	〃	〃	740	⑥	〃
〃	〃	〃	〃	740	⑦	〃

行方郡	麻生町	新 宮	平 洲 中 峰 合	7 3 9 7 4 2-3 町道2381号線	⑧	各々の交点
"	"	"	平 洲 中 峰 合	7 3 8 7 4 9-1	⑨	境界線上の点
"	"	"	平 洲 中 峰 下 "	7 3 8 7 4 9-1 7 4 9-2	⑩	各々の交点
"	"	"	中 峰	7 3 6-2 町道2382号線	⑪	境界線上の点
"	"	"	平 洲	7 3 5 町道2382号線	⑫	"
"	"	"	上ノ町	6 2 3-1 6 2 4-1	⑬	"
"	"	"	"	6 2 3-1 6 2 3-3	⑭	"
"	"	"	"	6 2 3-1 6 2 3-3 6 2 5	⑮	各々の交点

## 茨城県告示第215号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県大子土木事務所において縦覧に供する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 久慈川水系 一級河川相川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成5年2月25日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
久慈郡大子町大字相川字中反田215番2地先から 久慈郡大子町大字相川字矢倉内269番地先まで	土 地	3,782.51 m <sup>2</sup>



茨城県告示第216号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき東前第一土地区画整理組合から理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

新		
職 名	氏 名	住 所
理 事 長	出 澤 雅 敏	水戸市東前町1096番地
副理事長	鴨 志 田 昭 男	水戸市 栗崎町1178番地
理 事	飯 島 清 衛 門	水戸市大串町299番地
同	宮 部 昭 一	水戸市東前町793番地
同	栗 田 修	水戸市東前町1107番地
同	小 倉 唯 彦	水戸市元吉田町151番地の2
監 事	菅 谷 久米二郎	水戸市東前町655番地
同	飛 田 春 美	水戸市東前町1024番地の84
同	長 谷 川 実	水戸市東前町593番地

旧		
職 名	氏 名	住 所
理 事 長	菅 谷 恒 一	水戸市東前町1244番地
副理事長	出 澤 雅 敏	水戸市東前町1096番地
理 事	鴨 志 田 昭 男	水戸市栗崎町1178番地
同	飯 島 清 衛 門	水戸市大串町299番地
同	宮 部 昭 一	水戸市東前町793番地
同	栗 田 修	水戸市東前町1107番地
同	小 倉 唯 彦	水戸市元吉田町151番地の2

監 事	菅 谷 久米二郎	水戸市東前町 6 5 5 番地
同	飛 田 春 美	水戸市東前町 1 0 2 4 番地の 8 4
同	長 谷 川 実	水戸市東前町 5 9 3 番地

### 茨城県告示第 217 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき鹿島谷土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 2 項の規定により公告する。

平成 5 年 2 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 鹿島谷土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和 63 年 3 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日まで
- 3 施 行 地 区 十王町大字友部字鹿島谷，字鹿島後，字亀田，字原ノ坊の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 多賀郡十王町大字友部 2 5 8 1 番地 十王町役場内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 昭和 63 年 3 月 1 日
- 6 変 更 の 主 な 内 容 事業施行期間の延長， 資金計画の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日 平成 5 年 2 月 25 日

### 茨城県告示第 218 号

計量法（昭和 26 年法律第 207 号）第 143 条の規定により，計量器定期検査を行う区域，期日および場所を次のように定めたので公示する。

平成 5 年 2 月 25 日

茨城県計量検定所長 吉 田 馨

執 行 区 域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
守 谷 町	平成 5 年 4 月 14 日から (10 時から) 平成 5 年 4 月 15 日まで (15 時まで)	守谷町臨時計量検査所
藤 代 町	平成 5 年 4 月 19 日から (10 時から) 平成 5 年 4 月 20 日まで (15 時まで)	藤代町臨時計量検査所
利 根 町	平成 5 年 4 月 21 日から (10 時から) 平成 5 年 4 月 22 日まで (15 時まで)	利根町臨時計量検査所
勝 田 市	平成 5 年 4 月 19 日から (10 時から) 平成 5 年 4 月 22 日まで (15 時まで)	勝田市臨時計量検査所
土 浦 市	平成 5 年 5 月 10 日から (10 時から) 平成 5 年 5 月 14 日まで (15 時まで)	土浦市臨時計量検査所

土 浦 市	平成5年5月17日から 平成5年5月20日まで	(10時から) (15時まで)	土浦市臨時計量検査所
	平成5年5月24日から 平成5年5月25日まで	(10時から) (15時まで)	土浦市臨時計量検査所
那 珂 湊 市	平成5年5月11日から 平成5年5月14日まで	(10時から) (15時まで)	那珂湊市臨時計量検査所
	平成5年5月17日から 平成5年5月18日まで	(10時から) (15時まで)	那珂湊市臨時計量検査所
県 内 全 域	平成5年4月1日から 平成5年5月31日まで (ただし、土、日、祭日、休日を除く。)	(10時から) (15時まで)	茨城県計量検定所

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第17号

平成5年茨城県選挙管理委員会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成5年2月25日

茨城県選挙管理委員会  
委員長 内 藤 健 二

- 1 日 時 平成5年2月26日（金）  
午前11時から
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸1-7-41  
茨城県職員会館
- 3 議 題
- (1) 土地改良区総代選挙を管理する選挙管理委員会の指定について
  - (2) 政治活動用立札看板に貼付する証票について
  - (3) 市町村選挙の結果について
  - (4) 政治団体の設立届出、解散届出の状況について
  - (5) そ の 他

公 告

●聴聞会の開催

火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第44条の規定による処分について  
法第54条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 日 時 平成5年3月12日 午後1時30分から

2 場 所 茨城県庁付属庁舎防災会議室

3 聴聞当事者の住所及び氏名

茨城県北相馬郡守谷町守谷甲1577番地 今 関 眞

4 事 案 の 内 容 法第11条第1項違反による法第44条第2号の規定に基づく行政処分

注意：利害関係人で当日出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ聴聞会の議長（職名及び氏名）から出席の許可を受け、出席を認められたときは、次の書類を提出してください。

1 当該事案について意見を述べた趣意書で本人の署名押印（法人の場合は、その代表者が署名する。）をしたもの及びその副本2通

2 趣意書にとって必要な証拠その他の資料

3 会社その他の法人又は法人格を有しない団体である場合において、当該法人又は団体を代表し、聴聞会に参加しようとする者は、その資格を証する書面

4 代理人を出席させる場合は、最近1カ月以内に交付された印鑑証明書を添付した次の各号に掲げる書面

(1) 会社その他の法人又は法人格を有していない団体である場合においてはその代表者の委任を証する書面

(2) 前号以外の者である場合においては、当該聴聞関係者の委任を証する書面

#### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大野原1丁目2406番47、同番48、同番427、同番504、同番505

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門2丁目10番1号

共同石油株式会社

代表取締役 長 島 一 成

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市牛久町字蛇喰706番4、654番17、同番120

2 事業主の住所及び氏名

東京都足立区梅田4丁目36番地3号

渡 辺 キ ミ

東京都足立区梅田4丁目36番地3号

渡 辺 豊 子

千葉県柏市南柏1丁目2番地3号

渡 辺 正 道

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年2月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                  |                             | 道 路 の 位 置                                                          | 道路幅員及び延長          |               |
|----------------|--------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------|
|                |              | 氏 名                    | 住 所                         |                                                                    | 幅 員               | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第47号  | 5.2.12       | ㈱エーピー<br>ホーム<br>代柳下和夫  | 東京都豊島区東<br>池袋1丁目<br>7番3号    | 神栖町下幡木<br>字馬場城3743-6,<br>字馬場代3671-53                               | メートル<br>4.30      | メートル<br>32.00 |
| “<br>第48号      | “            | 関根 好文                  | 鹿島町鉢形台<br>3丁目5-1            | 鹿島町大字宮津台<br>177-32                                                 | 4.10              | 34.50         |
| 境土木指令<br>第100号 | 5.2.16       | 小倉 政夫                  | 総和町大堤23                     | 総和町大字大堤字田向<br>121-8, 124-9                                         | 4.30<br>∫<br>4.10 | 34.72         |
| 潮土木指令<br>第57号  | “            | ㈱キョーエ<br>イランド<br>代藤崎保男 | 渋谷区代々木<br>1-30-5<br>大木ビル 6F | 大洋村大字上幡木<br>字浜田1585-6,-14,<br>字下澤1586-4,<br>字宅地添1587-4,<br>-15,-18 | 4.20              | 128.76        |
| “<br>第56号      | “            | ㈱ タカベ<br>代高部賢一         | 大洋村汲上4445                   | 大洋村大字汲上字吾妻<br>原4420-13,-9,-11                                      | 4.70              | 100.77        |

●竜ヶ崎・牛久都市計画事業龍ヶ岡特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告

住宅・都市整備公団つくば開発局公告第19号

平成5年2月7日に執行した竜ヶ崎・牛久都市計画事業龍ヶ岡特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を住宅・都市整備公団法施行令(昭和56年政令第267号)第17条の規定において準用する土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第1項の規定により、公告する。

平成5年2月25日

住宅・都市整備公団つくば開発局

開発局長 御 船 哲

## 記

「宅地の所有者から選挙される委員」の当選人

| 氏 名       | 住 所              |
|-----------|------------------|
| 中 澤 央     | 竜ヶ崎市藤ヶ丘7-1-15    |
| 仲 村 一 衛   | 竜ヶ崎市八代町3899番地    |
| 大 竹 忠 男   | 竜ヶ崎市大徳町733番地     |
| 野 村 充     | 竜ヶ崎市羽原町1194番地    |
| 山 崎 晃     | 竜ヶ崎市羽原町1279番地の1  |
| 大 竹 昭 和   | 竜ヶ崎市貝原塚町2053番地   |
| 山 崎 常 松   | 竜ヶ崎市羽原町181番地の6   |
| 池 田 勝     | 竜ヶ崎市長峰町798番地の1   |
| 北 澤 良 久   | 竜ヶ崎市半田町1008番地    |
| 今 美 忠 雄   | 竜ヶ崎市貝原塚町1984番地の1 |
| 中 山 文 太 郎 | 竜ヶ崎市貝原塚町1645番地   |
| 谷 田 川 哲   | 竜ヶ崎市貝原塚町2045番地の1 |
| 谷 田 川 穎 彦 | 竜ヶ崎市貝原塚町2073番地   |
| 増 田 誠 心   | 千葉県柏市大室1209番地257 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
 休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)